

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぱう

平成28年  
(2016年) 4月15日

第1973号

毎月3回5の日に発行  
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 井原 好英

http://www.si-gichokai.jp

# 市議会旬報

## 27年度本委員会要望結果の概要

本紙では、1972号から順次、27年度の本会5委員会の要望結果の概要を掲載している。今号は、社会文教委員会について。

### 社会文教委員会

社会文教委員会の27年度の要望は①地方創生の推進②地域医療施策③保健衛生施策等④医療保険制度⑤介護保険制度⑥少子化対策等⑦雇用対策⑧社会福祉施策⑨環境保全施策⑩文教施策の10項目を大きな柱とした。詳細は本会ホームページ(「全国市議会議長会メニュー」)↓「要望・決議等」↓「社会文教委員会」を参照されたい。

要望が多岐にわたるため、第91回定期総会、第99回評議員会で社文委に付託された部会提出決議に関する要望項目に対する結果について、主に掲載する。なお、部会提出決議は本会ホームページ(「要望・決議等」)の「全国市議会議長会」↓「平成27年度」を参照。

1 地方創生の推進  
5 委員会共通の要望事項で

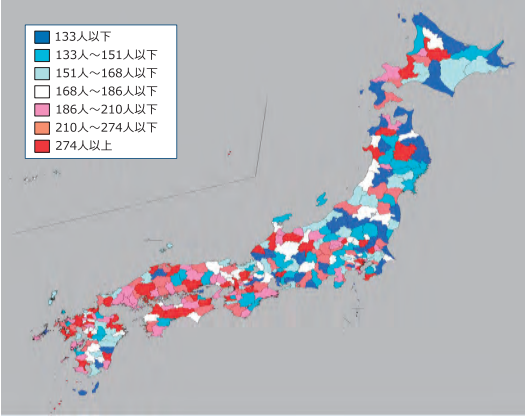
ある。地方行政委員会(本紙1972号1~2面の「1」)と「3」、地方財政委員会(同3~4面の「3」)を参照。

### 2 地域医療施策

医師不足・偏在対策等について、医師の計画的な育成、確保支援策などを要望した。医学部入学定員は20年度から増員に転じ、28年度は前年度から128人増(定員増28人、東北医科大学(旧東北薬科大学)の医学部新設による増100人)の9262人となった。定員が抑制されていた19年度からは1637人増となる。増員期間は31年度(20年度または21年度から医学部の臨時定員増を行った場合は29年度)までとされ、以降は、医師養成数の将来見通しや定着状況を踏まえて判断される。医学部定員の在り方については、27年12月10日に発足した厚生労働省の「医療従事者の需給に関する検討

会」(座長 森田朗・国立社会保障・人口問題研究所所長)の「医師需給分科会」(座長 片峰茂・長崎大学学長)で検討されている。分科会では、29年度で終了する暫定的な医学部定員増の措置の取り扱いをはじめとした今後数年間の医学部定員の在り方などについて議論されている。3月31日に開催された第4回分科会では、医学部定員を今後28年度の9262人とした場合、2040年には、需要を多く見積もっても、約1万8000人の医師が余るといふ推計が公表されたほか、地域偏在対策についても議論さ

二次医療圏ごとの人口10万対医師数(平成26年)



出展：厚生省ホームページ

れている。今後、分科会では、近くに中間報告書が取りまとめられる。以降は、医師の地域偏在・診療科偏在対策、平成32年度以降の医学部定員などについて検討され、年内を目途に報告書が取りまとめられる予定となっている。

救急医療の確保・充実については、救急患者の受け入れ不能の防止、周産期医療・小児救急医療の医師確保と地域への均衡ある配置の実現、医療体制の充実強化のための財政措置などを要望した。

28年度の診療報酬改定により、二次救急医療機関における夜間休日の救急患者の受け入れ体制の評価が充実される。周産期医療については、27年8月31日に発足した厚生省の「周産期医療体制のあり方に関する検討会」(座長 五十嵐隆・国立研究開発

法人国立成育医療研究センター理事長)において、医師の地域偏在などの問題を踏まえた体制の在り方などについて議論されており、28年度夏頃を目途に取りまとめがなされる予定。

自治体病院への財政措置については、特に、へき地医療、高度・特殊医療、周産期医療、小児医療、救急医療に対する地方交付税措置の拡充強化などを要望した。

28年度から特別交付税措置が重点化される。公立病院改革の推進として、不採算地区病院、周産期、小児、救命救急センター、小児救急医療提供病院などに対して、算定方式の変更、市町村分については、財政力に応じた算定の導入などがなされる。また28年度予算では、へき地保健医療対策費に前年度比30億7500万円増(82.0%増)の68億2500万円が確保された。

3 保健衛生施策等  
ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン接種については、①国の審議会における検討経緯などを踏まえた適切な対応②ワクチン接種と副

【2面へ続く】

【1面から続く】

反応について、因果関係の早期の解明、治療法の確立に向けた取り組みのさらなる推進、医療従事者に対する適切な情報提供③既存の予防接種健康被害救済制度の積極的な適用、定期接種以前の被害者も含めた独自の救済制度の創設④接種した全ての人を対象とする統一的な健康追跡調査の実施と公表―を要望した。これらは従来に要望し、第99回評議員会の九州部会提出議案の内容を加えた要望となっている。

①について。厚労省の厚生科学審議会の「予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会」(部会長 桃井真里子・国際医療福祉大学副学長・国際医療福祉大学病院院長)が他調査会と合同で開催した第15回検討部会(27年9月17日開催)で、従来と同様に、積極的勧奨の一時差し控えの継続が適当とされたが、以後、特に大きな動きはない。

②について。未だ因果関係の解明はなされていない。治療法の確立に向けた取り組みのさらなる推進があったとは言えない。日本医師会・日本医学会が27年8月に発刊した「HPVワクチン接種後に生じた症状に対する診療の手引き」を同月19日、厚労省から全市区町村、医療機関に対して情報提供された。

③について。検討部会において、従来からの救済制度の基本的な考え方にのっとり、速やかに救済に係る審査を実施するとされている。独自の救済制度は創設されていない。

④について。副反応の疑いの報告があった人を対象に調査は実施され、結果が公表されたが、接種した全ての人を対象とした調査は行われていない。

水道事業については、27年度に新たに、簡易水道事業と上水道事業の統合について、①現行の簡易水道事業の高料金対策繰出金と同水準の支援措置②統合後に実施する建設改良に要する繰出基準等の拡充―などを要望に加えた。この要望内容は評議員会の中国部会提出議案と同内容。

「HPVワクチン接種後に生じた症状に対する診療の手引き」を同月19日、厚労省から全市区町村、医療機関に対して情報提供された。

③について。検討部会において、従来からの救済制度の基本的な考え方にのっとり、速やかに救済に係る審査を実施するとされている。独自の救済制度は創設されていない。

④について。副反応の疑いの報告があった人を対象に調査は実施され、結果が公表されたが、接種した全ての人を対象とした調査は行われていない。

水道事業については、27年度に新たに、簡易水道事業と上水道事業の統合について、①現行の簡易水道事業の高料金対策繰出金と同水準の支援措置②統合後に実施する建設改良に要する繰出基準等の拡充―などを要望に加えた。この要望内容は評議員会の中国部会提出議案と同内容。

①について。同水準の措置はなされない。激変緩和措置として、10年間(6年目以降、段階的に縮減)の地方交付税措置が講じられる。②について。繰出基準などの拡充はさ

れない。①と同様の激変緩和措置は講じられる。

医療保険制度改革については、①医療保険制度の一本化などの抜本的な改革のほか、②制度改革に当たり事務の簡素化、電算システム改修経費への財政措置などを要望した。

4 医療保険制度

①の要望内容は評議員会の東北部会提出議案と同内容。②については、東北部会、近畿部会が国民健康保険制度の改正として求めたものである。

①について。一本化などの抜本的な改革はなされていない。②について。28年度予算では、国民健康保険の制度改革の準備に要するシステム開発として、前年度比17.8億円増の180億円が確保された。

国民健康保険制度については、①地方と十分協議の上、新たな制度の詳細などを早急に示すこと②保険料(税)の平準化などによる被保険者負担の増加に対する適正な激変緩和措置と累積赤字を円滑に処理するための財政措置③国庫負担割合の引き上げと子ども医療費などの地方単独事業の実施に伴う減額措置の廃止④低所得者層に対する保険

料(税)軽減制度のさらなる拡充⑤被用者保険の資格喪失情報について、保険者への通報制度の確立と市町村からの照会に対する情報提供の配慮⑥保険料(税)徴収事務の委託にかかる経費への財政措置―などを要望してきた。これらのうち、②・③・④・⑥は評議員会の近畿部会提出議案、⑤は東北部会提出議案と同内容。また、③について、減額措置の見直しを求める意見書は、27年中に本会に報告のあった全意見書の中で2番目(1170件)に多かった(本紙1950号3面、1971号2面参照)。

これらのうち、意見書の報告が多かった③について。27年9月2日に発足した厚労省の「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」(座長 遠藤久夫・学習院大学経済学部教授)において、国保の減額調整措置を含めて議論が行われ、3月28日にその結果が取りまとめられた。減額調整措置については、「賛否両面から様々な意見があったが、政府全体として少子化対策を推進する中で、地方自治体の

取組を支援する観点から、早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた」とされている。また、その際には▽医療費無償化による受診拡大などが医療保険制度全体の規律や医療提供体制に与える影響▽負担能力に応じた負担とする視点や過度な給付拡大競争の抑制▽必要となる公費財源や財源の有効活用など財政再建計画との整合性―などの観点を踏まえつつ、検討を行うべきとされている。取りまとめを受け、全国市長会など執行三団体は翌29日、減額調整措置を直ちに廃止すべきとする「子どもの医療に関わる制度に関する要望」を厚労省へ提出している。

5 介護保険制度

①制度改正②低所得者対策③介護サービスの基盤整備④人材の確保⑤財政運営―について要望した。これらのうち③については、地域医療介護総合確保基金の財源確保、施設整備に対する財政措置の拡充、④については、確保・養成などを図るための必要な施策と財政措置を要望した。

③について、28年度予算では、基金(介護分)の積み増しが行われ、都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充として、前年度同額の42.3億円のほか、27年度補正予算では9.21億円が確保された。2020年代初頭までに、約10万人分の在宅・施設サービスの前倒し、上乗せ整備の支援、用地確保が困難な地域における施設整備への支援の拡充を行うとされている。

④について、28年度予算では、一億総活躍社会で掲げる介護離職ゼロの実現のため、基金を活用した介護人材対策の加速化として、前年度同額の60億円のほか、27年度補正予算では11.9億円が確保された。中高年齢者を対象とした介護職の入門的研修や介護施設・事業所内保育所の整備・運営などの取り組みを加速化するとされている。

子ども・子育て施策については、子ども・子育て支援新制度の実施のために必要な1兆円超程度の財源総額の確実な確保などを要望してきた。28年度予算では、子ども・子育て支援新制度の実施として

【3面へ続く】

【3面へ続く】

【2面から続く】

て、前年度比74.9億円増(うち国費32.4億円増)の55.93億円(うち国費25.19億円)となり、社会的養護の充実と合わせ、593.9億円が確保された。1兆円超の財源については、引き続き、その確保に最大限努力するとされた。

子育て世代への支援については、医療費無料化制度の創設、医療費助成のさらなる拡充と財源の確保などを要望してきた。無料化制度は評議員会の東海部会、四国部会の提出議案でも求めている。

子どもの医療制度の在り方等に関する検討会(4で前述)が3月28日に取りまとめた議論では、近年、自治体間で地方単独事業による減免措置の対象範囲が拡大される傾向にあり、統一的な基準を示す必要があるとの声も高まっているとされている。また、検討を行う際には▽医療費無償化による受診拡大などが医療保険制度全体の規律や医療提供体制に与える影響(再掲)▽小児科のかかりつけ医の普及、保護者などへの啓発普及、ほかの子育て支援策の充実など

併せて取り組むべき事項などの観点を踏まえるべきであるとされている。

7 雇用対策

地域雇用対策については、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取り組みに対する支援の充実などを要望した。28年度予算では、地方創生に向けた取組の推進として、前年度比38億円増の13.3億円が確保された。このうち、実践型地域雇用創出事業では、雇用情勢の厳しい市町村において、地域の創意工夫を活かした雇用創出の取り組みが支援される。

若年者雇用対策については、フリーター・ニートなどの自立を支援し、若者の正規雇用を拡充するため、総合的な就業支援の強化など対策の充実を要望してきた。

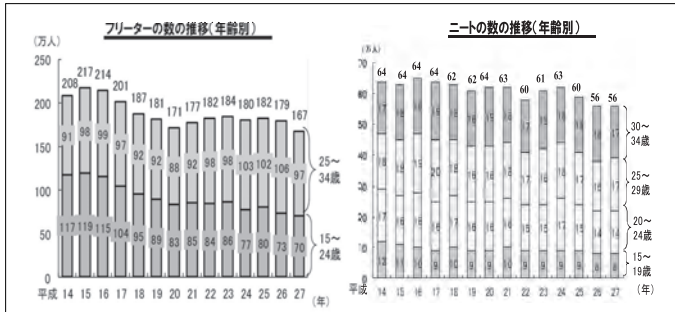
28年度予算では、若者の活躍推進として、前年度比10億円増の20.1億円が確保された。このうち、新卒者等の正社員就職の実現では、新卒応援ハローワークを通じた新卒者などに対する就職支援、3年以内の既卒者と中途者を対象とした助成金制度の普及などを実施などが図られる。また、

フリーター・ニート等の安定雇用への支援・職業的自立への支援では、キャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導・あっせん機能の強化、地方自治体や高校などと協働した個々の状況に応じた相談機会の提供などが実施される。

8 社会福祉施策

認知症対策については、①認知症の基本法の早期制定②訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進の地域包括ケアシステムへの組み入れ③サービスの好事例の周知と地域で暮らすための環境整備への支援強化④新オレンジプランの適切な点検・評価、その結果の施策への反映の4点を27年度に新たに要望した。これらは評議員会の関東部会提出議案とほぼ同内容。また、同内容の意見書(環境整備への支援強化を除く)が各市議会で可決され、27年中に本会にも126件が報告されている(本紙1950号3面、1971号2面参照)。

①について、現在、基本法は制定されていない。③・④については、認知症総合戦略



出展：厚労省ホームページ

2分の1で変わらないが、子どもの学習支援事業に前年度比14億円増(73・7%増)の33億円が確保された。高校中退防止と家庭訪問について、国庫補助を加算方式とすることで取り組みを促進するとされている。

9 環境保全施策

地球温暖化対策については、再生可能エネルギーの導入などへの財政措置をはじめとする支援体制の強化を要望した。28年度環境省重点施策のうち「新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けた国内対策の抜本的強化と世界全体の排出削減への貢献」において、

地域内での省エネ・再エネの最大限の導入促進、先進的な技術の実証・導入支援などに取り組まれる。新規の予算措置としては▽再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業60億円▽低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業20億円▽国立公園等における再生可能エネルギーの効率的導入促進事業7億円などがある。

10 文教施策

教育予算の拡充について、学校施設整備費、奨学金を含む

給子算の拡充を21年度から、文教施策の要望項目の1番目に要望してきた。

28年度文教関係予算は、前年度比90億円減(0・2%減)の4兆557億円となった。このうち、奨学金は、高校生等奨学給付金の充実として前年度比52億円増(65・8%増)の131億円、大学等奨学金事業の充実(無利子奨学金事業)として前年度比132億円増(17・6%増)の880億円などが確保された。

学校施設の老朽化に伴う改築事業の補助制度の充実については、27年度に新たに、学校施設環境改善交付金交付要綱に定める対象工事費の下限額の緩和、既存施設の延命化を図るための一部改築や小規模な改築の対象事業化、事業採択のための予算確保などを要望に加えた。これらは評議員会の東海部会提出議案と同内容。

下限額の緩和、一部・小規模改築の対象事業化はなされていないが、28年度予算では、学校施設環境改善交付金に前年度比50億9400万円増(22・1%増)の281億8800万円が確保されている。



議会人事

- ▽議長 金子俊雄(3・18)
- ▽入間 金子俊雄(3・18)
- ▽吉野川 近久善博(3・18)
- ▽三沢 小比類巻正規(3・23)
- ▽富山 市田龍一(3・23)
- ▽富山 野本正人(3・23)
- ▽金沢 野本正人(3・23)
- ▽阿波 北野哲(3・23)
- ▽熊本 江澤信明(3・23)
- ▽副議長 澤田昌作(3・24)
- ▽入間 横田淳一(3・18)
- ▽三沢 太田博之(3・23)
- ▽富山 金厚有豊(3・23)
- ▽角田 山本浩司(4・1)

国の考え方に對し 地方六団体が意見 規制改革

本会など地方六団体は3月24日、「地方における規制改革に関する『国としての対応』」について(3月11日)に對しての意見(左掲参照)。

- ▽阿波 樫原賢二(3・23)
- ▽深川 小林功欣(4・1)
- ▽弘前 三上睦美(4・1)
- ▽十和田 佐々木誠(4・1)
- ▽三沢 高田弘明(4・1)
- ▽二戸 小野寺玲(4・1)
- ▽東松島 勝又研一(4・1)
- ▽秋田 堀井満(4・1)
- ▽酒田 杉原久(4・1)
- ▽東根 片桐崇(4・1)
- ▽田村 遠藤祥司(4・1)
- ▽糸魚川 小竹和雄(4・1)
- ▽大野 西川千鶴代(4・1)
- ▽松本 麻原恒太郎(4・1)
- ▽東久留米 荒島久人(4・1)
- ▽佐野 大川俊之(4・1)
- ▽小山 渡邊敏夫(4・1)
- ▽本庄 大屋正信(4・1)
- ▽新座 島崎昭生(4・1)
- ▽桶川 椎橋康弘(4・1)
- ▽東松島 森田教義(4・1)
- ▽秋田 山岡俊秀(4・1)
- ▽豊田 太田錬治(4・1)
- ▽志摩 三橋幸男(4・1)
- ▽高山 森下齊(4・1)
- ▽豊岡 松本幹雄(4・1)
- ▽宝塚 村上真二(4・1)
- ▽樫原 吉井一男(4・1)
- ▽総社 三村和久(4・1)
- ▽柳井 古谷浩介(4・1)
- ▽観音寺 柴川雅彦(4・1)
- ▽神崎 服巻勝則(4・1)
- ▽長崎 北嶋寛(4・1)
- ▽平戸 岡康則(4・1)
- ▽枕崎 上園信一(4・1)
- ▽豊橋 森田教義(4・1)
- ▽刈谷 山岡俊秀(4・1)
- ▽豊田 太田錬治(4・1)
- ▽志摩 三橋幸男(4・1)
- ▽高山 森下齊(4・1)
- ▽豊岡 松本幹雄(4・1)
- ▽宝塚 村上真二(4・1)
- ▽樫原 吉井一男(4・1)
- ▽総社 三村和久(4・1)
- ▽柳井 古谷浩介(4・1)
- ▽観音寺 柴川雅彦(4・1)
- ▽神崎 服巻勝則(4・1)
- ▽長崎 北嶋寛(4・1)
- ▽平戸 岡康則(4・1)
- ▽枕崎 上園信一(4・1)

地方における規制改革に関する「国としての対応の考え方(案)」に対する地方六団体としての意見

地方分権改革及び規制改革は、いずれも国民生活の現場から遠い存在である国が中央集権的に制度の詳細にわたって規定をし、種々の規制を行うことは非効率的であるなど様々な弊害をもたらすということが認識されるようになって進められてきた改革である。地域のことは住民に身近な存在である地方公共団体にできるだけ委ねるのが地方分権改革、民間の判断に任せるべきことはできるだけ国が規制を行わないようにするのが規制改革であり、両者は互いに相まって我が国の行政の在り方を変革するという目的を果たしうるものである。

このたび示された「国としての対応の考え方(案)」は、国の強力な監督や規制を前提とした考え方が根底にあるものであり、憲法第94条(条例制定権)の趣旨に反し、累次にわたる地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを實現することを究極の目的として着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定するばかりか、地域の実情に応じたサービスの提供を求める住民(消費者)の利益を損なうなど、規制改革の本来の趣旨にもそぐわない、時代に逆行する提案となっているのではないかと危惧されてならない。

このような視点を踏まえ、地方分権改革と規制改革との両立について規制改革会議において十分な議論が行われることを希望し、別添の通り意見を提出する。

平成28年3月24日

全国知事会  
全国都道府県議会議長会  
全国市長会  
全国市議会議長会  
全国町村会  
全国町村議会議長会

国としての対応の考え方(案)・地方六団体からの意見(理由)

(1) 地方自治体における条例等に基づく規制について、許認可等の権限を委ねているだけでなく、その具体的な内容を自治体が定めているものを把握する。  
意見：地方公共団体における規制を把握するに当たっては、具体的な支障事例に限定した調査とするなど、各地方公共団体の負担を招かないよう留意願いたい。  
(理由) 地方公共団体の事務負担の軽減を図るため。

(2) (1)により把握した規制について、  
①地方自治体によって規制内容に差異を設けることに合理性がないと考えられる場合、又は  
②地方自治体によって規制内容に差異を設けることによって国内での経済活動に多大な支障が生じる場合に該当するか否かを検証し、その結果を公表する。  
意見：地方公共団体における規制の検証に当たっては、地方公共団体の意見を聴取し、尊重することとしていただきたい。  
(理由) 規制を受ける側のみならず、規制を行っている側の意見も十分に踏まえる必要があるため。  
意見：①を削除されたい。  
(理由) 国の法令によって画一的に規制内容を定める(=地方公共団体による差異を認めない)ことに合理性がないという判断により、各地域の実情に応じて条例等で定めることとされているものであり、①について改めて一律に検証することは適当でないため。

(3) (2)に該当する場合には、国の法令で具体的な規制内容を定める(許認可に係る申請書等の様式が地方自治体によって異なる場合に、標準的な様式を国の法令で定めることを含む)よう見直しを行う。  
意見：国の法令で具体的な規制内容を定めるべきかどうかは、地方公共団体と協議し、慎重に検討すべきである。  
(理由) これまで地方公共団体の条例等に基づく規制が行われていた事務は、規制内容の決定のみならず、財源、人員配置や組織体制等も含めて、全て地方公共団体の責任で行われていたものであり、それらの事務について国が規制内容を定めることとするのであれば、国においてその必要性を明確にするべき。

(4) (2)に該当せず、各地方自治体において具体的な規制内容を定めることが適当と考えられる場合には、  
①各地方自治体における具体的な規制内容の実態を取りまとめ、公表することにより、自治体が、他の自治体における規制内容を参照しつつ、自主的に規制の見直しを進めやすくするための環境を整備する。  
②必要な場合には、各地方自治体が定める具体的な規制内容のうち、特に推奨すべきと考えられるもの(ベストプラクティス)も参考として、当該規制に関する国としての技術的助言(ガイドライン)を発出する。  
意見：先進的な取組等の事例集の作成や技術的助言の発出には拘束力はなく、規制内容については地方公共団体の自主的な判断が尊重されるものであるため、それらについては地方公共団体と十分に協議されたい。  
(理由) 現行と差異がないことを確認するため。

※(1)~(4)コシクック字体部分は、「国としての対応の考え方(案)」  
※意見(赤字部分)は、「国としての対応の考え方(案)」に対する地方六団体の意見  
※理由(青文字部分)は、地方六団体の意見の理由  
※内閣府規制改革推進室から地方六団体への照会文書、照会文書に対する地方六団体からの意見(本文記事参照)を基に本紙が作成

- ▽東松島 勝又研一(4・1)
- ▽秋田 堀井満(4・1)
- ▽酒田 杉原久(4・1)
- ▽東根 片桐崇(4・1)
- ▽田村 遠藤祥司(4・1)
- ▽糸魚川 小竹和雄(4・1)
- ▽大野 西川千鶴代(4・1)
- ▽松本 麻原恒太郎(4・1)
- ▽東久留米 荒島久人(4・1)
- ▽佐野 大川俊之(4・1)
- ▽小山 渡邊敏夫(4・1)
- ▽本庄 大屋正信(4・1)
- ▽新座 島崎昭生(4・1)
- ▽桶川 椎橋康弘(4・1)
- ▽東松島 森田教義(4・1)
- ▽秋田 山岡俊秀(4・1)
- ▽豊田 太田錬治(4・1)
- ▽志摩 三橋幸男(4・1)
- ▽高山 森下齊(4・1)
- ▽豊岡 松本幹雄(4・1)
- ▽宝塚 村上真二(4・1)
- ▽樫原 吉井一男(4・1)
- ▽総社 三村和久(4・1)
- ▽柳井 古谷浩介(4・1)
- ▽観音寺 柴川雅彦(4・1)
- ▽神崎 服巻勝則(4・1)
- ▽長崎 北嶋寛(4・1)
- ▽平戸 岡康則(4・1)
- ▽枕崎 上園信一(4・1)

4/1 呉市が中核市に移行  
28年4月1日、広島県呉市と長崎県佐世保市がそれぞれ施行時特例市から中核市に移した。移行により、中核市は47市、施行時特例市は37市となる。

4月15日現在の都市数	
うち	813団体
指定都市	20市
中核市	47市
施行時特例市	37市
一般市	686市
特別区	23区